



—東地中海・北アフリカ地域ニュース—

イスラエル：イスラエルのアフリカ系不法移民問題

主席研究員 中島 勇

イスラエルが、アフリカ系の不法移民の追い出しを本格化させている。直接のきっかけは2012年5月23日に、アフリカ系移民が集中して住むテルアビブ南部で、イスラエル人らが抗議行動を起こし、衝突が発生したためである。6月7日、エルサレムの裁判所は、アフリカ系不法移民を本国に送還しても命の危険はないと判断した。同判断を受け、イスラエル警察は10日から不法移民摘発を本格化した。12日までに、アフリカ系移民240人が拘束され、300人が自発的な自国への送還に同意していると報道されている。イスラエル側は、1週間の期限内に自主的に出国を申し出た場合、無料の航空券と現金1250ドルを支給するとしている。イスラエル側は、アフリカ系不法移民の中で、南スーダンなどイスラエルと国交がある国の国民2万5000人を最初に追放する予定だと報道されている。南スーダンの代表団が、今週にも、送還の調整のためイスラエルを訪問する予定である。

アフリカ系不法移民についての公表された統計データはないようだ。報道では、イスラエル国内で約6万人おり、大部分はテルアビブ南部に居住している。不法移民が増加したのは2007年頃からで、2006年は約1000人だったが、2007年になって約5000人に増加している。中東調査会のデータベースによれば、スーダン人不法入国者について最初に報道されたのは2006年の5月。当初は、政治的難民としてイスラエルに不法に入国する者がいたが、その後不法出稼ぎ労働者が増加した模様である。米務省の人権報告2011年版は、イスラエルへの政治亡命を求める人の85%がスーダン人かエリトリア人だとし、2011年に提出された亡命申請は4603件で、拒否3692件、承認1件としている。

イスラエルは、増加するエジプト側からのアフリカ系移民の不法入国対策として、2010年1月、国境沿いに約250キロに及ぶフェンスを建設することを決定した。フェンスの建設は、11月から開始され、2011年11月時点で65キロの壁が完成していた。計画では、フェンは今年の9月に完成する。エジプトとの国境では、アフリカ系移民が、主にエジプト側の国境警備隊員に射殺される事件が増加した。ヒューマン・ライト・ウォッチ(2010年秋時点)は、2007年以降、国境で射殺された不法移民は85人としている。不法移民は、約22万人(2010

年 10 月時点) とされており、概算では 3 分の 1 がアフリカ系移民になる。欧州に密入国できないアフリカ系労働者らが、エジプトと陸続きであり、経済成長が著しいイスラエルをめざすのは自然だろう。

中東和平問題と出稼ぎ労働者

イスラエルは、1967 年に西岸とガザを占領した後、パレスチナ人出稼ぎ労働者の受け入れを開始した。パレスチナ人のイスラエルへの出稼ぎ労働は、イスラエルにとっては比較的安価な労働力の確保、パレスチナ人にとっては、より高い賃金での雇用の創出となった。両者の経済的な利害は一致し、1970 年代から 90 年代末まで、この関係は維持された。しかし、2000 年代になり、パレスチナ人によるイスラエル国内での自爆テロが増加すると、イスラエルはパレスチナ人労働者を締め出し、外国人労働者を入れる政策を取った。その結果、イスラエル国内には、世界各地から労働者が流入することになった。パレスチナ人労働者は、日帰りの労働者だった。彼らは、仕事が終われば、西岸かガザの自宅に戻った。しかし、外国人労働者はイスラエル国内に長期に住み込む必要があり、イスラエル社会の民族・人種・宗教構造を複雑にしている。

イスラエルの伝統的左派（労働党）は、西岸とガザを切り離し、同時にパレスチナ人労働者も切り捨てる考え方をした。他方、伝統的右派（リクード）は、西岸とガザに固執し、だからパレスチナ人労働者の雇用を与えることを考えた。イスラエル国内での自爆テロ増加は、こうした伝統的右派の戦略を不可能にした。イスラエル右派は、西岸保持に固執する立場は維持したが、パレスチナ人労働者は切り捨てた。その結果、すぐ近くに住み、ヘブライ語を話し、イスラエル社会について熟知する労働者がいるにもかかわらず、イスラエルは、アジア、アフリカ、旧東欧などから、イスラエル社会やユダヤ教とはまったく無縁の出稼ぎ労働者を国内に多数居住させることを余技なくされている。さらにパレスチナ人労働者は、イスラエルの通貨シェケルで賃金を受け取り、イスラエルの市場で買い物をしたが、外国人労働者は、賃金をドルなど他の通貨に換え、本国に送金するため、イスラエル市場に賃金は還元されないのが現状である。5 月末に発生したアフリカ系不法移民に対する抗議行動が、残り 3 分の 2 の外国人不法労働者に対する抗議デモにまで拡大するか注目する必要がある。

◎本「かわら版」の許可なき複製、転送、引用はご遠慮ください。

ご質問・お問合せ先 財団法人中東調査会 TEL:03-3371-5798、FAX:03-3371-5799